

2. 所得控除（④所得から差し引かれる金額）

控除名	説明	控除額	必要添付(提示)書類
㉗雑損控除	令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする方が天災、盗難等にあった場合の控除(申告書表面㉗に記入してください。)	○差引損失額(損害金額-保険等で補てんされる金額)-総所得の10% ○差引損失額のうち、災害関連支出金額-50,000円のいずれか大きい金額	被害明細書
㉘医療費控除 (1),(2)どちらか一方を選択	(1)令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする方が治療のために医療費を支払った場合の控除	○支払った医療費-保険等で補てんされる金額-100,000円 ○支払った医療費-保険等で補てんされる金額-総所得の5%のいずれか大きい金額(控除限度額2,000,000円)	医療費控除の明細書又は領収書
	(2)令和7年中にあなたが健康の保持増進のため一定の取組みを行った場合で、あなたやあなたと生計を一にする方が特定一般用医薬品を購入した場合の控除	○特定一般用医薬品購入費-12,000円(控除限度額88,000円)	表7セルフメディケーション税制の必要書類を参照
㉙社会保険料控除	令和7年中にあなたが支払った国民健康保険料、国民年金、雇用保険、厚生年金保険、介護保険等の合計額		領収書等
㉚小規模企業共済等掛金控除	令和7年中にあなたが支払った小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額		領収書等
㉛生命保険料控除	令和7年中にあなたが支払った、あなたやあなたの配偶者、親族等を受取人とする生命保険料・簡易保険料(一般の生命保険)、個人年金等の保険料、介護医療保険契約等の保険料及び掛金の控除。それぞれの控除限度額に関わらず、合計した場合は70,000円が控除限度額となります(表3生命保険料控除額速算表を参照してください)。		控除証明書
㉜地震保険料控除	令和7年中にあなたが支払った、あなたやあなたの配偶者、親族等が所有している居住用家屋又は家財の地震、津波等を原因とする火災、破損、流失等による損害に対する保険料や掛金の控除。また、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(契約期間が10年以上で、満期返戻金のあるものです。.)については、従前の損害保険料控除が適用されます(表4地震保険料控除額速算表を参照してください)。		控除証明書
控除名	要件	控除額	
㉝寡婦控除	(1),(2)のいずれかに該当し、所得金額の合計額が5,000,000円以下である方の控除 (1)夫と離婚した後、再婚していない方で、扶養親族を有する方 (2)夫と死別した後、再婚していない方又は夫の生死が明らかでない方	260,000円	
㉞ひとり親控除	(1),(2)のいずれかに該当し、所得金額の合計額が5,000,000円以下である方の控除 (1)配偶者と死別し、若しくは離婚した後、再婚していない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、所得の合計金額が580,000円以下の生計を一にする子(他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方を除きます。)を有する方 (2)未婚のひとり親で、所得の合計金額が580,000円以下の生計を一にする子(他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方を除きます。)を有する方	300,000円	
㉟勤労学生控除	本人が大学、高校、盲学校、認定職業訓練校等の学生であり、令和7年中の所得金額の合計額が850,000円以下で、かつその所得のうち、給与所得等以外の所得が100,000円を超えない方の控除	260,000円	
㊱障害者控除	普通障害者	あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族のうち、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方や精神保健指定医等により知的障害者と判定された方の控除	260,000円
	特別障害者	身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1、2級と記載のある方や重度の知的障害と判定された方の控除	300,000円
	同居特別障害者	特別障害者に該当し、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方	530,000円
㊲配偶者控除	令和7年12月31日現在で、あなたの所得金額の合計額が10,000,000円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除きます。)の所得金額の合計額が580,000円以下の方の控除	表5配偶者控除・配偶者特別控除額速算表を参照	
㊳配偶者特別控除	令和7年12月31日現在で、あなたの所得金額の合計額が10,000,000円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除きます。)の所得金額の合計額が一定金額の範囲にある方の控除		
同一生計配偶者	令和7年12月31日現在で、あなたの所得金額の合計額が10,000,000円を超え、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除きます。)の所得金額の合計額が580,000円以下の方。障害者の場合、障害者控除の対象となります。	0円	
㊴扶養控除	特定扶養控除	平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方(19歳以上23歳未満)	450,000円
	老人扶養控除	昭和31年1月1日以前に生まれた方(70歳以上)	380,000円
	同居老親等扶養控除	昭和31年1月1日以前に生まれた(70歳以上)父母、祖父母と本人又は配偶者が、同居を常としている方	450,000円
㊵特定親族特別控除	令和7年12月31日現在で、あなたと生計を一にする特定親族の所得金額の合計額が一定金額の範囲にある方の控除	表6特定親族特別控除額速算表を参照	
㊶基礎控除	所得金額の合計額が24,000,000円以下の方	430,000円	
	所得金額の合計額が24,000,000円を超え、24,500,000円以下の方	290,000円	
	所得金額の合計額が24,500,000円を超え、25,000,000円以下の方	150,000円	
	所得金額の合計額が25,000,000円超えの方	0円	

表3 生命保険料控除額速算表

ア 新制度(一般・年金・介護医療) (単位:円)

年間の支払保険料等	控除額
12,000以下	支払保険料の全額
12,001~32,000	支払保険料×1/2+6,000
32,001~56,000	支払保険料×1/4+14,000
56,001以上	一律28,000

イ 旧制度(一般・年金) (単位:円)

年間の支払保険料等	控除額
15,000以下	支払保険料の全額
15,001~40,000	支払保険料×1/2+7,500
40,001~70,000	支払保険料×1/4+17,500
70,001以上	一律35,000

表4 地震保険料控除額速算表 (単位:円)

	支払額	控除額
地震支払額	50,000以下	支払保険料×1/2
	50,001以上	25,000
旧支払長期額	5,000以下	支払保険料の全額
	5,001~15,000	支払保険料×1/2+2,500
	15,001以上	10,000
地震支払額と旧長期支払額がある場合の控除額(※1)		
	それぞれ算出された控除額の合計が25,000以下	控除額の合計額
	それぞれ算出された控除額の合計が25,001以上	25,000

(※1)ただし、地震保険契約と旧長期損害保険契約が同一契約の場合、どちらか一方を選択してください。

※平成24年1月1日以後に契約締結した生命保険契約等

※平成23年12月31日以前に契約締結した生命保険契約等

一般の生命保険料	新生命保険料支払額からアの表で計算した控除額	A
	旧生命保険料支払額からイの表で計算した控除額	B
	A+B(最高28,000円)	C
	BとCのいずれが多いほうの金額	D

個人年金保険料	新個人年金保険料支払額からアの表で計算した控除額	E
	旧個人年金保険料支払額からイの表で計算した控除額	F
	E+F(最高28,000円)	G
	FとGのいずれが多いほうの金額	H

介護医療保険料の支払額からアの表で計算した控除額	I
生命保険料控除額 D+H+I	(最高70,000円)

3. 税額控除(税額から差し引かれる金額)

控除名	説明	控除額	必要添付(提示)書類
寄附金税額控除	令和7年中にあなたが都道府県、市町村又は特別区、住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部、住所地の県又は市が条例により指定した寄附先に対して寄附を行った場合の控除(申告書裏面㉚に記入してください)。	○(寄附金額又は総所得の30%のいずれか少ない方-2,000円)×10% ※都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金の特例控除額(ふるさと納税対象団体に限ります。)(寄附金額-2,000円)×(90%-0~45.945%(所得税の税率))(特例控除限度額 個人住民税所得割額の20%)	寄附金の受領書等

表5 配偶者控除・配偶者特別控除額速算表

配偶者控除(配偶者の所得が58万円以下)	配偶者の生年月日	あなたの合計所得額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者特別控除	(一般)昭和31年1月2日以降	330,000	220,000	110,000	
	(老人)昭和31年1月1日以前	380,000	260,000	130,000	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得額	580,001~1,000,000	330,000	220,000	110,000
		1,000,001~1,050,000	310,000	210,000	110,000
		1,050,001~1,100,000	260,000	180,000	90,000
		1,100,001~1,150,000	210,000	140,000	70,000
		1,150,001~1,200,000	160,000	110,000	60,000
		1,200,001~1,250,000	110,000	80,000	40,000
		1,250,001~1,300,000	60,000	40,000	20,000
	1,300,001~1,330,000	30,000	20,000	10,000	

表6 特定親族特別控除額速算表

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除
580,001 ~ 950,000	450,000
950,001 ~ 1,000,000	410,000
1,000,001 ~ 1,050,000	310,000
1,050,001 ~ 1,100,000	210,000
1,110,001 ~ 1,150,000	110,000
1,150,001 ~ 1,200,000	60,000
1,200,001 ~ 1,230,000	30,000

表7 セルフメディケーション税制の必要書類

(1)あなたが健康保持増進の取組を行った証明書類 ①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。 ・インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証 ・市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表 ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表 ・特定健康診査の領収書又は結果通知表 ・人間ドッグやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表 (2)特定一般用医薬品等購入費の明細書又は領収書
--

④ 事業所得の必要経費(例)

①売上(収入)金額	代金の未収分、雑収入、リベート、自家消費した商品も含まれます。
②期首棚卸高	令和7年1月1日現在の商品(製品)
③仕入金額	商品(製品)原材料の仕入金額、代金未払分も含まれます。
④期末棚卸高	令和7年12月31日現在の商品(製品)
⑥租税公課	事業税、自動車税、組合費、商工会費等(所得税、住民税は含まれません。)
⑦荷造運賃	販売商品(製品)の運送費等
⑧水道光熱費	事業用として使用した水道料、電気料、ガス代、石油代等
⑨旅費交通費・通信費	販売、集金など商用のための交通費、宿泊料等や、事業用として使用した電話料等
⑩広告宣伝費	新聞折込、タオル、カレンダー、福引券等の費用
⑪接待交際費	取引先等を接待する茶菓飲食代、事業のための中元、歳暮等
⑫損害保険料	事業用資産の火災保険料、事業用の自動車保険料等
⑬修繕費	事業用の建物、自動車、機械等の修理費
⑭消耗品費	事務用品、包装紙、事業用の自動車ガソリン代等
⑮減価償却費	事業用の建物、自動車、機械等の償却
⑯福利厚生費	従業員の慰安、保険、衛生等に支払った費用
⑰雑費	事業上の経費で上記経費科目以外の経費
⑱雇人費	従業員の給料、賃金、手当、賞与等
⑳地代・家賃	事業用の土地、建物を借用した地代、家賃
㉑借入金利子	事業のための借入金の利子や手形割引料等
㉒専従者控除額	生計を一にする親族でもっとばら(6か月以上)事業に従事している場合の控除額(申告書裏面に記入してください。)

白色専従者控除限度額ア、イのいずれか低い方の金額

ア 配偶者 860,000円
その他親族(15歳以上) 500,000円
イ 専従者控除前の事業所得金額 ÷ (事業専従者数+1)